

消防予第238号
平成20年9月24日

各都道府県消防防災主管部長 }
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消防庁予防課長

消防法施行規則の一部を改正する省令の公布に伴う関係告示の
公布について

消防法施行規則第4条の2の4第3項の規定に基づき、防火対象物の点検の結果についての報告書の様式を定める件の一部を改正する件（平成20年消防庁告示第11号）、消防法施行規則第4条の2の6第1項第2号、第3号及び第7号の規定に基づき、防火対象物の点検基準に係る事項等を定める件の一部を改正する件（平成20年消防庁告示第12号）、消防法施行規則第4条の2の10第4項の規定に基づき、自衛消防組織の要員に対する教育に関する事項のうち、統括管理者の直近下位の内部組織で同規則第4条の2の11各号に掲げる業務を分掌するものを統括する者に対するものを定める件（平成20年消防庁告示第13号）、消防法施行規則第4条の2の13第3号に基づき、同条第1号及び第2号に掲げる者に準ずる者を定める件（平成20年消防庁告示第14号）、自衛消防業務再講習について定める件（平成20年消防庁告示第15号）、自衛消防組織の業務に関する講習の実施細目を定める件（平成20年消防庁告示第16号）、防災管理再講習について定める件（平成20年消防庁告示第17号）、防災管理に関する講習の実施細目を定める件（平成20年消防庁告示第18号）、消防法施行規則第51条の12第2項において準用する同規則第4条の2の4第3項の規定に基づき、防災管理の点検の結果についての報告書の様式を定める件（平成20年消防庁告示第19号）、消防法施行規則第51条の12第4項第6号の規定に基づき、同号の期間を定める件（平成20年消防庁告示第20号）、消防法施行規則第51条の13第2項において準用する同規則第1条の4第10項の規定に基づき、登録講習機関の行う講習に係る基準を定める件（平成20年消防庁告示第21号）、消防法施行規則第51条の14第3号及び第4号の規定に基づき、防災管理の点検基準に係る事項等を定める件（平成20年消防庁告示第22号）、消防法施行規則第51条の15において準用する同規則第4条の2の7第3項第3号及び同規則第51条の18第3項第3号の規定に基づき、防災管理対象物の点検済表示に記載する事項並びに防火対象物の点検及び防災管理対象物の点検済表示に記載する事項を定める件（平成20年消防庁告示第23号）が平成20年9月24日に公布されまし

た。

今回の告示改正及び制定は、大規模な事業所における自衛消防力の確保を目的とした消防法の一部改正に伴う消防法施行規則の一部を改正する省令（平成20年総務省令第105号。以下「改正省令」という。）の公布に合わせて、自衛消防組織の業務に関する講習の細目、防災管理再講習を受けなければならない期間、防災管理点検票の様式等を定めるものです。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、その運用に十分配慮されるとともに、各都道府県消防防災主管部長にあっては、貴都道府県内の市町村に対しても、この旨周知されるようお願いいたします。

記

第一 消防法施行規則第4条の2の4第3項の規定に基づき、防火対象物の点検の結果についての報告書の様式を定める件の一部を改正する件（平成20年消防庁告示第11号）について【別添1】

防火対象物点検結果報告書の様式について、自衛消防組織の設置の届出及び自衛消防組織に関し消防計画に定める事項に係る項目を追加したこと。

第二 消防法施行規則第4条の2の6第1項第2号、第3号及び第7号の規定に基づき、防火対象物の点検基準に係る事項等を定める件の一部を改正する件（平成20年消防庁告示第12号）について【別添2】

防火対象物の点検基準のうち、消防計画に基づき、適切に行われていることとされる事項として、自衛消防組織の行う業務に係る活動要領の作成、要員に対する教育訓練、管理権原者が共同して自衛消防組織を置く場合にあっては、協議会の設置及び運営等を追加したこと。

第三 消防法施行規則第4条の2の10第4項の規定に基づき、自衛消防組織の要員に対する教育に関する事項のうち、統括管理者の直近下位の内部組織で同規則第4条の2の11各号に掲げる業務を分掌するものを統括する者に対するものを定める件（平成20年消防庁告示第13号）について【別添3】

自衛消防組織の要員のうち、統括管理者の直近下位の内部組織の業務を統括する者（改正省令による改正後の消防法施行規則（以下「規則」という。）第4条の2の13に掲げる統括管理者として必要な学識経験を有する者を除く。）に対する教育は、消防法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第301号）による改正後の消防法施行令第4条の2の8第3項第1号に規定する自衛消防組織の業務に関する講習を受けさせることにより行うものとしたこと。

第四 消防法施行規則第4条の2の13第3号に基づき、同条第1号及び第2号に掲げる者に準ずる者を定める件（平成20年消防庁告示第14号）について【別添

4】

一 自衛消防組織の統括管理者の資格を有する者に準ずる者

自衛消防組織の統括管理者の資格を有する者に準ずる者は、この告示による廃止前の消防計画に定める防火上必要な教育に関する事項のうち防災センター要員に対するものを定める件（平成6年消防庁告示10号）に規定する防災センター要員講習の課程を修了した者であって、5年以内に自衛消防組織の業務に関する追加講習の課程を修了した者としたこと。

二 追加講習

(1) 追加講習は、本講習及び再講習からなるものとしたこと。

(2) 講習科目及び講習時間は、防災管理に関する一般知識について30分等合計3科目について3時間とし、講習終了後に30分の効果測定を行うものとしたこと。

(3) 再講習は規則第4条の2の14第1項に規定する自衛消防業務再講習としたこと。

(4) 再講習は本講習を受けた日から5年以内に受けなければならない（当該再講習を受けた日以降においても同様とする。）ものとする。

三 講習修了証明

追加講習のうち、本講習の課程を修了した者に対しては、別記様式による修了証を交付するものとしたこと。

四 経過措置

経過措置として、この告示の施行日前に講習の課程を修了した講習で、消防本部及び消防署を置く市町村の消防長又は改正省令附則第3条第2項の規定により総務大臣の登録を受けた法人が行ったものは、施行日において、二(1)に規定する追加講習とみなすものとしたこと。

五 関連告示の廃止

消防法施行規則第3条第5項の対象となる防火対象物の要件を定める件（平成6年消防庁告示第9号）及び消防計画に定める防火上必要な教育に関する事項のうち防災センター要員に対するものを定める件（平成6年消防庁告示10号）を廃止したこと。

第五 自衛消防業務再講習について定める件（平成20年消防庁告示第15号）について【別添5】

自衛消防業務再講習について、自衛消防業務新規講習の課程を修了した日から5年以内に修了しなければならない（当該再講習の修了以降についても同様とすること）としたこと。

第六 自衛消防組織の業務に関する講習の実施細目を定める件（平成20年消防庁告示第16号）について【別添6】

一 自衛消防業務新規講習

講習科目及び講習時間は、防火管理・防災管理に関する一般知識について3時間等合計4科目について12時間とし、講習終了後に1時間の効果測定を行うものとしたこと。

二 自衛消防業務再講習

講習科目及び講習時間は、防火管理、防災管理及び消防用設備等に関する制度改正の概要について1時間等合計3科目について6時間とし、講習終了後に1時間の効果測定を行うものとしたこと。

第七 防災管理再講習について定める件（平成20年消防庁告示第17号）について【別添7】

一 防災管理再講習を修了しなければならない期間

防災管理再講習について、防災管理者に選任された日の4年前までに防災管理新規講習又は防災管理再講習の課程を修了した防災管理者にあっては1年以内に、それ以外の防災管理者にあっては防災管理新規講習又は防災管理再講習の課程を修了した日から5年以内に修了しなければならないものとしたこと。

二 経過措置

防災管理新規講習の課程を修了した防災管理者である防火管理者が次の甲種防火管理再講習の課程を修了しなければならない日が最初の防災管理再講習の課程を修了しなければならない日より早い場合には、甲種防火管理講習について定める件（平成16年消防庁告示第2号）の規定にかかわらず、防災管理新規講習の課程を修了した日から5年以内に甲種防火管理再講習の課程を修了しなければならないものとしたこと。

第八 防災管理に関する講習の実施細目を定める件（平成20年消防庁告示第18号）について【別添8】

一 防災管理新規講習

講習事項及び講習時間は、防災管理の重要性について30分等合計7事項について5時間としたこと。

二 甲種防火管理新規講習及び防災管理新規講習を併せて実施する場合

講習事項及び講習時間は、防災管理の重要性について1時間30分等合計8事項について14時間としたこと。

三 講習の日時、場所の公示

講習を実施する者は、講習の種類、日時、場所その他講習の実施に関し必要な事項をあらかじめ公示するものとしたこと。

第九 消防法施行規則第51条の12第2項において準用する同規則第4条の2の4第3項の規定に基づき、防災管理の点検の結果についての報告書の様式を定める

件（平成20年消防庁告示第19号）について【別添9】

防災管理対象物の点検の結果は、別記様式第1の防災管理点検結果報告書に、別記様式第2の点検票を添付して行うものとしたこと。

第十 消防法施行規則第51条の12第4項第6号の規定に基づき、同号の期間を定める件（平成20年消防庁告示第20号）について【別添10】

一 期間

規則第51条の12第4項第6号の期間（以下「期間」という。）は、登録講習機関が発行する免状の交付を受けた日から5年以内としたこと。ただし、二の事情により、期間内に免状の交付を受けることが困難であると登録講習機関が認めるときは、当該期間を1年間延長するものとしたこと。

二 交付を受けることが困難であると認められる事情

期間内に免状の交付を受けることが困難であると登録講習機関が認められる事情は、社会の慣習上又は業務の遂行上やむを得ない緊急の用務が生じていること等としたこと。

三 二の事情を有し期間の延長を必要とする者の申出

二の事情を有し期間の延長を必要とする者は、期間が終了する日までに、二の事情を証する書類を添えて、登録講習機関に二の事情を有する旨の申出をするものとしたこと。

四 二の事情を認めた旨を証する書面の交付

三の申出を受けた登録講習機関は、二の事情を認めた場合においては、当該申出をした者に対し、その旨を証する書類を交付するものとしたこと。

第十一 消防法施行規則第51条の13第2項において準用する同規則第1条の4第10項の規定に基づき、登録講習機関の行う講習に係る基準を定める件（平成20年消防庁告示第21号）について【別添11】

一 講習の対象

講習は規則第51条の12第3項各号のいずれかに該当する者を対象としたこと。

二 講習科目及び講習時間

講習科目及び講習時間は、防災管理対象物の点検報告制度について1時間等合計5科目について8時間とし、講習終了後防災管理点検資格者となるために必要な知識及び技能に関する考査（以下「修了考査」という。）を1時間行うものとしたこと。また、修了考査は講習終了後に行うもののほか、当該修了考査を行った日の翌日以後1年以内に行う同種の修了考査を、1回に限り、受けさせることができるものとしたこと。

三 講習科目の一部免除

規則51条の12第3項第1号に規定する者にあつては地震等による災害の被

害軽減対策の概論及び防災管理に係る講習科目等一定の要件に該当する者については、一部の講習科目を免除することができることとしたこと。

四 修了審査に合格した者に対する免状の交付

修了審査に合格した者に対しては、別記様式の防災管理点検資格者免状を交付するものとしたこと。

五 再講習科目及び再講習時間

再講習科目は点検概論及び点検実務とし、再講習時間は点検概論に関しては1時間、点検実務に関しては2時間としたこと。

六 再講習修了者に対する免状の交付

再講習を修了した者に対しては、現に登録講習機関から交付を受けている防災管理点検資格者免状と引き換えに防災管理点検資格者免状を交付するものとしたこと。

第十二 消防法施行規則第51条の14第3号及び第4号の規定に基づき、防災管理の点検基準に係る事項等を定める件（平成20年消防庁告示第22号）について 【別添12】

一 防災管理に係る消防計画に基づき、適切に行われていることとされる事項

防災管理対象物の点検基準のうち、規則第51条の14第3号に規定する消防庁長官が定める事項は、次の(1)から(9)に掲げる事項としたこと。

(1) 防災管理に関する基本的な事項

避難施設の点検、収容人員の適正化や防災管理上必要な教育等

(2) 地震による被害の軽減に関する事項

被害想定及び想定される被害への対策、自主検査、資機材の点検等

(3) 特殊な災害の被害の軽減に関する事項

災害発生時における通報連絡及び避難誘導等

(4) 自衛消防組織を置く防災管理対象物にあっては、次の事項

自衛消防組織の行う業務に係る活動要領、要員に対する教育訓練等

(5) (4)の防災管理対象物において、管理権原者が共同して自衛消防組織を置く場合にあっては、次の事項

協議会の設置及び運営に関する事項等

(6) 防災管理上必要な業務が委託されている場合にあっては、次の事項

受託者の住所及び氏名（法人の場合にあっては、名称及び主たる事業場の所在地）等

(7) 管理権原が分かれている建築物その他の工作物にあっては、当該権限の範囲に関する事項

(8) 規則第3条第4項に規定する強化地域に所在する防災管理対象物にあっては、次の事項

地震予知情報及び警戒宣言の伝達方法、警戒宣言が発せられた場合における避

難誘導等

(9) 避難訓練の実施回数に関する事項

避難訓練の実施回数に関する事項（消防機関への通報に関する事項を含む。）

二 その管理について権原が分かれている建築物その他の工作物において適切に行われていることとされる事項

防災管理対象物の点検基準のうち、規則第51条の14第4号に規定する消防庁長官が定める事項は、消防法の一部を改正する法律（平成19年法律第93号）による改正後の消防法第36条第1項において準用する法第8条の2第1項に規定にする共同防災管理の協議すべき事項の作成及び当該事項の届出としたこと。

第十三 消防法施行規則第51条の15において準用する同規則第4条の2の7第3項第3号及び同規則第51条の18第3項第3号の規定に基づき、防災管理対象物の点検済表示に記載する事項並びに防火対象物の点検及び防災管理対象物の点検済表示に記載する事項を定める件（平成20年消防庁告示第23号）について

【別添13】

一 防災管理対象物の点検済表示に記載する事項

防災管理対象物の点検済表示に記載する事項は、防災管理点検資格者免状の交付番号としたこと。

二 防火対象物の点検及び防災管理対象物の点検の表示に記載する事項

防火対象物の点検及び防災管理対象物の点検済表示に記載する事項は、防火対象物点検資格者免状の交付番号及び防災管理点検資格者免状の交付番号としたこと。

第十四 施行期日

第一から第十三までの告示は、消防法施行規則の一部を改正する省令（平成21年総務省令第105号）の施行の日（平成21年6月1日）から施行するものとしたこと。

別添資料一覧

- 【別添1】消防法施行規則第四条の二の四第三項の規定に基づき、防火対象物の点検の結果についての報告書の様式を定める件の一部を改正する件（平成二十年消防庁告示第十一号）
- 【別添2】消防法施行規則第四条の二の六第一項第二号、第三号及び第七号の規定に基づき、防火対象物の点検基準に係る事項等を定める件の一部を改正する件（平成二十年消防庁告示第十二号）
- 【別添3】消防法施行規則第四条の二の十第四項の規定に基づき、自衛消防組織の要員に対する教育に関する事項のうち、統括管理者の直近下位の内部組織で同規則第四条の二の十一各号に掲げる業務を分掌するものを統括する者に対するものを定める件（平成二十年消防庁告示第十三号）
- 【別添4】消防法施行規則第四条の二の十三第三号に基づき、同条第一号及び第二号に掲げる者に準ずる者を定める件（平成二十年消防庁告示第十四号）
- 【別添5】自衛消防業務再講習について定める件（平成二十年消防庁告示第十五号）
- 【別添6】自衛消防組織の業務に関する講習の実施細目を定める件（平成二十年消防庁告示第十六号）
- 【別添7】防災管理再講習について定める件（平成二十年消防庁告示第十七号）
- 【別添8】防災管理に関する講習の実施細目を定める件（平成二十年消防庁告示第十八号）

○【別添9】消防法施行規則第五十一条の十二第二項において準用する同規則第四条の二の四第三項の規定に基づき、防災管理の点検の結果についての報告書の様式を定める件（平成二十年消防庁告示第十九号）

○【別添10】消防法施行規則第五十一条の十二第四項第六号の規定に基づき、同号の期間を定める件（平成二十年消防庁告示第二十号）

○【別添11】消防法施行規則第五十一条の十三第二項において準用する同規則第一条の四第十項の規定に基づき、登録講習機関の行う講習に係る基準を定める件（平成二十年消防庁告示第二十一号）

○【別添12】消防法施行規則第五十一条の十四第三号及び第四号の規定に基づき、防災管理の点検基準に係る事項等を定める件（平成二十年消防庁告示第二十二号）

○【別添13】消防法施行規則第五十一条の十五において準用する同規則第四条の二の七第三項第三号及び同規則第五十一条の十八第三項第三号の規定に基づき、防災管理対象物の点検済表示に記載する事項及び防火対象物の点検及び防災管理対象物の点検済表示に記載する事項を定める件（平成二十年消防庁告示第二十三号）

【別添1】

○消防庁告示第十一号

消防法施行規則第四条の二の四第三項の規定に基づき、防火対象物の点検の結果についての報告書の様式を定める件（平成十四年消防庁告示第八号）の一部を次のように改正する。

平成二十年九月二十四日

消防庁長官 岡本 保

別記様式第二（その2）を次のように改める。

点 検 項 目		点 検 結 果		状 況 及 び 措 置 内 容
		判 定	不 備 内 容	
届 出	防火管理者選任（解任）	<input type="checkbox"/> 適 ----- <input type="checkbox"/> 否		
	消防計画作成（変更）	<input type="checkbox"/> 適 ----- <input type="checkbox"/> 否		
	自衛消防組織の設置	<input type="checkbox"/> 適 ----- <input type="checkbox"/> 否		
消 防	自衛消防の組織	<input type="checkbox"/> 適 ----- <input type="checkbox"/> 否		
	火災予防上の自主検査	<input type="checkbox"/> 適 ----- <input type="checkbox"/> 否		
	消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び整備	<input type="checkbox"/> 適 ----- <input type="checkbox"/> 否		
	避難施設の維持管理及びその案内	<input type="checkbox"/> 適 ----- <input type="checkbox"/> 否		
	防火上の構造の維持管理	<input type="checkbox"/> 適 ----- <input type="checkbox"/> 否		
	収容人員の適正化	<input type="checkbox"/> 適 ----- <input type="checkbox"/> 否		
	防火管理上必要な教育	<input type="checkbox"/> 適 ----- <input type="checkbox"/> 否		
	消火、通報及び避難の訓練 その他必要な訓練	<input type="checkbox"/> 適 ----- <input type="checkbox"/> 否		
	消火活動、通報連絡 及び避難誘導	<input type="checkbox"/> 適 ----- <input type="checkbox"/> 否		
	消防機関との連絡	<input type="checkbox"/> 適 ----- <input type="checkbox"/> 否		
	工事中の火気使用 又は取扱いの監督	<input type="checkbox"/> 適 ----- <input type="checkbox"/> 否		
	防火管理に関し 必要な事項	<input type="checkbox"/> 適 ----- <input type="checkbox"/> 否		
	自 衛 消 防 組 織	活 動 要 領	<input type="checkbox"/> 適 ----- <input type="checkbox"/> 否	
要員の教育及び訓練		<input type="checkbox"/> 適 ----- <input type="checkbox"/> 否		

計		業務に関し必要な事項	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		
	共同 自衛 消防 組織	協議会の設置及び運営	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		
		統括管理者の選任	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		
		業務を行う範囲	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		
		運営に関し必要な事項	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		
防火管理業務の 一部委託		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否			
画		権原の範囲	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		
	地震 防災 対策 強化 地域 に所 在す る防 火対 象物	自衛消防の組織	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		
		情報等の伝達	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		
		避難誘導	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		
		施設及び設備の 点検及び整備	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		
		応急対策	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		
		防災訓練	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		
		教育及び広報	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		
	防火 管理者	消火訓練及び避難訓練の 実施回数	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		
		消火訓練及び避難訓練 を実施する場合の消防 機関への通報	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 判定の欄は、適正な場合は「適」の□にレ点を記入し、不備のある場合は「否」の□にレ点を記入するとともに、不備内容の欄にその内容を記入すること。
- 3 状況及び措置内容の欄には、点検時の点検項目の状況及び点検の際措置した内容を記入すること。
- 4 該当のない点検項目については、状況及び措置内容の欄に「該当なし」と記入すること。

附 則

この告示は、消防法施行規則の一部を改正する省令（平成二十年総務省令第五百号）の施行の日（平成二十一年六月一日）から施行する。

消防法施行規則第四条の二の四第三項の規定に基づき、防火対象物の点検の結果に基づき、防火対象物の点検の結果についての報告書の様式を定める件の一部を改正する件
 (平成二十年消防庁告示第十一号) 新旧対照表

○ 消防法施行規則第四条の二の四第三項の規定に基づき、防火対象物の点検の結果についての報告書の様式(平成十四年消防庁告示第八号)
) (傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
-------	-----

別記様式第二

(その一) 略

(その二)

点 検 項 目	点 検 結 果		状 況 及 び 措 置 内 容
	判 定	不 備 内 容	
防火管理者選任(解任)	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		
消防計画作成(変更)	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		
自衛消防組織の設置	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		
自衛消防の組織	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		
火災予防上の自主検査	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		
消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び整備	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		
避難施設の維持管理 及びその案内	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		

(その2)

別記様式第二

(その一) 略

(その二)

点 検 項 目	点 検 結 果		状 況 及 び 措 置 内 容
	判 定	不 備 内 容	
防火管理者選任(解任)	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		
消防計画作成(変更)	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		
自衛消防の組織	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		
火災予防上の自主検査	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		
消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び整備	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		
避難施設の維持管理 及びその案内	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		
防火上の構造 維持管理	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		

(その2)

防火上の構造の理	<input type="checkbox"/>	適否		
防火上の構造の理	<input type="checkbox"/>	適否		
取客人員の適正化	<input type="checkbox"/>	適否		
防火管理上必要な教育	<input type="checkbox"/>	適否		
防火、通報及び避難の訓練	<input type="checkbox"/>	適否		
その他必要な訓練	<input type="checkbox"/>	適否		
消火活動、通報連絡導	<input type="checkbox"/>	適否		
消火活動、避難誘導	<input type="checkbox"/>	適否		
消防機関との連絡	<input type="checkbox"/>	適否		
工事中の火の扱いの監督	<input type="checkbox"/>	適否		
又は取扱いの監督	<input type="checkbox"/>	適否		
防火管理に関する事項	<input type="checkbox"/>	適否		
防火管理に関する事項	<input type="checkbox"/>	適否		
活動要領	<input type="checkbox"/>	適否		
活動要領	<input type="checkbox"/>	適否		
要員の教育及び訓練	<input type="checkbox"/>	適否		
業務に関する必要な事項	<input type="checkbox"/>	適否		
協議会の設置及び運営	<input type="checkbox"/>	適否		
統括管理者の選任	<input type="checkbox"/>	適否		
業務を行う範囲	<input type="checkbox"/>	適否		
運営に関する必要な事項	<input type="checkbox"/>	適否		
防火管理部業務の託	<input type="checkbox"/>	適否		

取客人員の適正化	<input type="checkbox"/>	適否		
防火上必要な教育	<input type="checkbox"/>	適否		
火、避難、通報訓練	<input type="checkbox"/>	適否		
消火活動、通報連絡導	<input type="checkbox"/>	適否		
消火活動、避難誘導	<input type="checkbox"/>	適否		
消防機関との連絡	<input type="checkbox"/>	適否		
工事中の火の扱いの監督	<input type="checkbox"/>	適否		
又は取扱いの監督	<input type="checkbox"/>	適否		
防火管理に関する事項	<input type="checkbox"/>	適否		
防火管理業務委託	<input type="checkbox"/>	適否		
権原の範囲	<input type="checkbox"/>	適否		
地震防災対策強化地域に所在する防火対象物	<input type="checkbox"/>	適否		
地震防災対策強化地域に所在する防火対象物	<input type="checkbox"/>	適否		
自衛消防の組織	<input type="checkbox"/>	適否		
情報等の伝達	<input type="checkbox"/>	適否		
避難誘導	<input type="checkbox"/>	適否		
施設及び設備の整備	<input type="checkbox"/>	適否		
応急対策	<input type="checkbox"/>	適否		
防火訓練	<input type="checkbox"/>	適否		
教育及び広報	<input type="checkbox"/>	適否		

権原の範囲	適否		
	自衛消防の組織	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否	
情報等の伝達	適否		
	避難誘導	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否	
施設及び設備の備	適否		
	点検及び整備	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否	
応急対策	適否		
	防災訓練	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否	
教育及び広報	適否		
	消防訓練及び避難訓練の回数	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否	
防火管理者	適否		
	消防訓練及び避難訓練を実施する場合の消防機関への通報	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否	

- 備考
- この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 判定の欄は、適正な場合は「適」の□にレ点を記入し、不備のある場合は「否」の□にレ点を記入するとともに、不備内容の欄にその内容を記入すること。
 - 状況及び措置内容の欄には、点検時の点検項目の状況及び点検の際措置した内容を記入すること。
 - 該当のない点検項目については、状況及び措置内容の欄に「該当なし」と記入すること。

(その三) 略

(その四) 略

(その五) 略

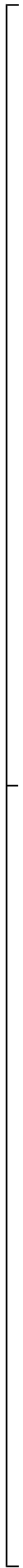
防火管理者	消防訓練及び避難訓練の回数	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否	
	消防訓練及び避難訓練を実施する場合の消防機関への通報	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否	

- 備考
- この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 判定の欄は、適正な場合は「適」の□にレ点を記入し、不備のある場合は「否」の□にレ点を記入するとともに、不備内容の欄にその内容を記入すること。
 - 状況及び措置内容の欄には、点検時の点検項目の状況及び点検の際措置した内容を記入すること。
 - 該当のない点検項目については、状況及び措置内容の欄に「該当なし」と記入すること。

(その三) 略

(その四) 略

(その五) 略



【別添2】

○消防庁告示第十二号

消防法施行規則第四条の二の六第一項第二号、第三号及び第七号の規定に基づき、防火対象物の点検基準に係る事項等を定める件（平成十四年消防庁告示第十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十年九月二十四日

消防庁長官 岡本 保

第一第七号中「防火上」を「防火管理上」に改める。

第一第十二号の次に次の二号を加える。

十二の二 消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号。以下「令」という。）第四条の二の四に規定する防火対象物（同条第二号に掲げる防火対象物にあつては、同条第一号に規定する自衛消防組織設置防火対象物の用途に供される部分に限る。次号において同じ。）にあつては、次に掲げる事項

(一) 火災の初期の段階における消火活動、消防機関への通報、在館者が避難する際の誘導その他の火災の被害の軽減のために必要な業務として自衛消防組織が行う業務に係る活動要領に関する事項

(二) 自衛消防組織の要員に対する教育及び訓練に関する事項

(三) その他自衛消防組織の業務に関し必要な事項

十二の三 令第四条の二の五第二項の規定により、令第四条の二の四の防火対象物につき、その管理についての権原を有する者が共同して自衛消防組織を置く場合にあつては、次に掲げる事項

- (一) 自衛消防組織に関する協議会の設置及び運営に関する事項
- (二) 自衛消防組織の統括管理者の選任に関する事項
- (三) 自衛消防組織が業務を行う防火対象物の範囲に関する事項
- (四) その他自衛消防組織の運営に関し必要な事項

第一第十六号中「消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号。以下「令」という。）を「令」に改める。

附 則

この告示は、消防法施行規則の一部を改正する省令（平成二十年総務省令第百五号）の施行の日（平成二十一年六月一日）から施行する。

消防法施行規則第四条の二の六第一項第二号、第三号及び第七号の規定に基づき、防火対象物の点検基準に係る事項等を定める件の一部を改正する件（平成二十年消防庁告示第十二号）新旧対照表

○消防法施行規則第四条の二の六第一項第二号、第三号及び第七号の規定に基づき、防火対象物の点検基準に係る事項等を定める件（平成二十四年消防庁告示第十二号）
（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第一 消防計画に基づき適切に行われていることとされる事項 消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号。以下「規則」という。）第四条の二の六第一項第二号の事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 防火管理上必要な教育に関する事項 六～十二 （略）</p> <p>十二の二 令第四条の二の四に規定する防火対象物（令第四条の二の四第一号に規定する自衛消防組織設置防火対象物の用途に供される部分に限る。次号において同じ。）にあつては、次に掲げる事項</p> <p>(一) 火災の初期の段階における消火活動、消防機関への通報、在館者が避難する際の誘導その他の火災の被害の軽減のために必要な業務として自衛消防組織が行う業務に係る活動要領に関する事項</p>	<p>第一 消防計画に基づき適切に行われていることとされる事項 消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号。以下「規則」という。）第四条の二の六第一項第二号の事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 防火上必要な教育に関する事項 六～十二 （略） （新設）</p>

(一) 自衛消防組織の要員に対する教育及び訓練に関する事項

(二) 前各号に掲げるもののほか、その他自衛消防組織の業務に
関し必要な事項

十二の三 令第四条の二の五第二項の規定により、令第四条の二
の四の防火対象物につき、その管理についての権原を有する者
が共同して自衛消防組織を置く場合にあつては、次に掲げる事
項

(一) 自衛消防組織に関する協議会の設置及び運営に関する事項

(二) 自衛消防組織の統括管理者の選任に関する事項

(三) 自衛消防組織が業務を行う防火対象物の範囲に関する事項

(四) 前各号に掲げるもののほか、その他自衛消防組織の運営に
関し必要な事項

十三 令 略

十六 令

別表第一(一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項、(九)項イ
、(十)項イ又は(十一)項に掲げる防火対象物にあつては、消火及び
避難の訓練の実施回数に関する事項（当該消火及び避難の訓練
を実施する場合におけるその旨の消防機関への通報に関する事
項を含む。）

(新設)

十三 令 略

十六 消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号。以下「令」
という。）別表第一(一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項、(九)項イ
、(十)項イ又は(十一)項に掲げる防火対象物にあつては、消火及び
避難の訓練の実施回数に関する事項（当該消火及び避難の訓練
を実施する場合におけるその旨の消防機関への通報に関する事
項を含む。）

○消防庁告示第十三号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第四条の二の十第四項の規定に基づき、自衛消防組織の要員に対する教育に関する事項のうち、統括管理者の直近下位の内部組織で同規則第四条の二の十一各号に掲げる業務を分掌するものを統括する者に対するものを次のとおり定める。

平成二十年九月二十四日

消防庁長官 岡本 保

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号。以下「規則」という。）第四条の二の十第四項の規定に基づき、自衛消防組織の要員に対する教育に関する事項のうち、統括管理者の直近下位の内部組織で規則第四条の二の十一各号に掲げる業務を分掌するものを統括する者（以下「班長」という。）に対するものは次のとおりとする。

一 班長（次号に掲げる者を除く。）に対する教育は、消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第四条の二の八第三項第一号に規定する自衛消防組織の業務に関する講習を受けさせることにより行うものとする。

二 規則第四条の二の十三各号に掲げる者である班長に対する教育は、防火管理者が防火管理に係る消防計画に定めるところにより、行うものとする。

三 自衛消防組織に消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第三十六条第六項の規定の適用がある場合における前号の適用については、「防火管理者」とあるのは「防災管理者」と、「消防計画」とあるのは「消防計画及び防災管理に係る消防計画」とする。

附 則

この告示は、消防法施行規則の一部を改正する省令（平成二十年総務省令第百五号）の施行の日（平成二十一年六月一日）から施行する。

○消防庁告示第十四号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第四条の二の十三第三号の規定に基づき、同条第一号及び第二号に掲げる者に準ずる者を次のとおり定める。

平成二十年九月二十四日

消防庁長官 岡本 保

第一 消防法施行規則第四条の二の十三第三号に規定する同条第一号及び第二号に掲げる者に準ずる者

一 消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号。以下「規則」という。）第四条の二の十三第三号に規定する同条第一号及び第二号に掲げる者に準ずる者は、この告示による廃止前の平成六年消防庁告示第十号第一第一号に規定する講習の課程を修了した者であつて、最後に当該講習を受けた日から五年以内に、都道府県知事、消防本部及び消防署を置く市町村の消防長又は消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第四条の二の八第三項第一号の規定による総務大臣の登録を受けた法人が第二に定めるところにより実施する自衛消防組織の業務に関する講習（以下「追加講習」という。）の課程を修了した者とする。

二 追加講習は、本講習及び再講習からなるものとする。

第二 追加講習

一 本講習は、次の表の上欄に掲げる講習科目について、同表の下欄に掲げる講習時間を基準として行うものとする。

講習科目	講習時間
(一) 防災管理に関する一般知識 イ 防災管理の意義・制度改正の概要 ロ 地震に関する一般知識	三十分
(二) 自衛消防組織及びその要員の役割と責任並びに災害時における具体的対応	一時間
(三) 地震災害時における対応及びその訓練の実施方法	一時間三十分

二 前号の講習終了後三十分の効果測定を行うものとする。

三 再講習は、規則第四条の二の十四第一項に規定する自衛消防業務再講習とする。

四 規則第四条の二の十三第三号に規定する同条第一号及び第二号に掲げる者に準ずる者は、本講習を受けた日から五年以内に、再講習を受けなければならない。当該再講習を受けた日以降においても同様とする。

第三 講習修了証明

都道府県知事、消防本部及び消防署を置く市町村の消防長又は令第四条の二の八第三項第一号の規定により総務大臣の登録を受けた法人は、追加講習の課程を修了した者に対して、別記様式による修了証を交付するものとする。

附 則

1 この告示は、消防法施行規則の一部を改正する省令（平成二十年総務省令第百五号。以下「改正省令」という。）の施行の日（平成二十一年六月一日。以下「施行日」という。）から施行する。

2 施行日前にその講習の課程を修了した講習であつて、消防本部及び消防署を置く市町村の消防長又は改正省令附則第三条第二項の規定により施行日前に改正省令による改正後の消防法施行規則第四条の二の十

二の規定の例による総務大臣の登録を受けた法人が、第二の規定の例により行ったものは、施行日において、第二に規定する講習とみなす。

3 次に掲げる告示は、廃止する。

一 平成六年消防庁告示第九号（消防法施行規則第三条第五項の対象となる防火対象物の要件を定める件）

二 平成六年消防庁告示第十号（消防計画に定める防火上必要な教育に関する事項のうち防災センター要員に対するものを定める件）

別記様式（第3関係）

第 号

修 了 証

氏 名
生年月日

あなたは消防法施行規則第4条の2の13第3号の規定に基づき、同条第1号及び第2号に掲げる者に準ずる者を定める件（平成 年消防庁告示第 号）第1第1号の規定による追加講習のうち本講習の課程を修了されました。

よってこれを証します。

年 月 日

市 町 村 消 防 長 [印]
(都 道 府 県 知 事 [印])
(登 録 講 習 機 関 [印])

○消防庁告示第十五号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第四条の二の十四第一項の規定に基づき、同項に規定する自衛消防業務再講習について次のとおり定める。

平成二十年九月二十四日

消防庁長官 岡本 保

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号。以下「規則」という。）第四条の二の十四第一項の規定に基づき、同項に規定する自衛消防業務再講習（以下「再講習」という。）について次のとおり定める。

規則第四条の二の十四第一項に規定する自衛消防業務新規講習の課程を修了した者は、当該講習の課程を修了した日から五年以内に再講習の課程を修了しなければならない。当該再講習の課程を修了した日以降に おいても同様とする。

附 則

この告示は、消防法施行規則の一部を改正する省令（平成二十年総務省令第百五号）の施行の日（平成二十一年六月一日）から施行する。

○消防庁告示第十六号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第四条の二の十四第五項の規定に基づき、自衛消防組織の業務に関する講習の実施細目を次のとおり定める。

平成二十年九月二十四日

消防庁長官 岡本 保

第一 自衛消防業務新規講習
自衛消防組織の業務に関する講習の実施細目

一 自衛消防業務新規講習は、次の表の上欄に掲げる講習科目について、同表の下欄に掲げる講習時間を基準として行うものとする。

講習科目	講習時間
(一) 防火管理・防災管理に関する一般知識 イ 防火管理・防災管理の意義 ロ 火災に関する一般知識	三時間

ハ 地震に関する一般知識	
ニ 建築物の防災計画に関する一般知識	
(二) 自衛消防組織並びにその統括管理者及びその要員の役割と責任	三時間
(三) 防災設備等に関する知識とその取扱い訓練	二時間
(四) 自衛消防組織の統括管理者及び要員の災害時における対応に係る総合訓練	四時間

二 前号の講習終了後一時間の効果測定を行うものとする。

第二 自衛消防業務再講習

一 自衛消防業務再講習は、次の表の上欄に掲げる講習科目について、同表の下欄に掲げる講習時間を基準として行うものとする。

講習科目	講習時間
(一) 防火管理、防災管理及び消防用設備等に関する制度	一時間

改正の概要	
(二) 災害事例研究	一時間
(三) 自衛消防組織の統括管理者及び要員の災害時における対応に係る総合訓練	四時間

二 前号の講習終了後一時間の効果測定を行うものとする。

附 則

この告示は、消防法施行規則の一部を改正する省令（平成二十年総務省令第百五号）の施行の日（平成二十一年六月一日）から施行する。

○消防庁告示第十七号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第五十一条の七第一項の規定に基づき、同項に規定する防災管理再講習について次のとおり定める。

平成二十年九月二十四日

消防庁長官 岡本 保

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号。以下「規則」という。）第五十一条の七第一項の規定に基づき、同項に規定する防災管理再講習（以下「再講習」という。）について次のとおり定める。

一 防災管理者に定められた日の四年前までに講習（規則第五十一条の七第一項に規定する防災管理新規講習又は再講習をいう。以下同じ。）の課程を修了した防災管理者にあつては防災管理者に定められた日から一年以内に、それ以外の防災管理者にあつては最後に講習の課程を修了した日から五年以内に再講習の課程（次号において「直近の再講習の課程」という。）を修了しなければならない。

二 前号の防災管理者は、直近の再講習の課程を修了した日から五年以内に再講習の課程を修了しなければならない。当該再講習の課程を修了した日以降においても同様とする。

附 則

1 この告示は、消防法施行規則の一部を改正する省令（平成二十年総務省令第百五号）の施行の日（平成二十一年六月一日）から施行する。

2 防災管理新規講習の課程を修了した防災管理者である防火管理者が平成十六年消防庁告示第二号（以下「平成十六年告示」という。）第一号又は第二号の規定により甲種防火管理再講習の課程を修了しなければならぬ日が、当該防災管理者である防火管理者が第一号の規定により最初の防災管理再講習の課程を修了しなければならぬ日より早い場合における、平成十六年告示第一号又は第二号の規定の適用については、第一号中「最後に講習」とあるのは「規則第五十一条の七第一項に規定する防災管理新規講習」とする。

○消防庁告示第十八号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第五十一条の七第七項の規定に基づき、防災管理に関する講習の実施細目を次のとおり定める。

平成二十年九月二十四日

消防庁長官 岡本 保

防災管理に関する講習の実施細目

第一 防災管理新規講習の講習事項及び講習時間

防災管理新規講習（消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号。以下「規則」という。）第五十一条の七第一項に規定する防災管理新規講習をいう。以下同じ。）は、次の表の上欄に掲げる講習事項について、同表の下欄に掲げる講習時間を基準として行うものとする。

講習事項	講習時間
防災管理の重要性	三十分
施設・設備の維持管理	一時間

訓練	一時間三十分
教育	
消防計画	一時間
防災管理者の責務	三十分
共同防災管理	三十分

第二 甲種防火管理新規講習及び防災管理新規講習を併せて実施する講習の講習事項及び講習時間

規則第二条の三第一項に規定する甲種防火管理新規講習及び防災管理新規講習を併せて実施する場合には、おける講習は、次の表の上欄に掲げる講習事項について、同表の下欄に掲げる講習時間を基準として行うものとする。

講習事項	講習時間
防火管理及び防災管理の重要性	一時間三十分
火気管理	二時間
施設・設備の維持管理	二時間三十分

訓練		三時間三十分
教育		
消防計画		二時間三十分
防火管理者及び防災管理者の責務		一時間
共同防火管理及び共同防災管理		一時間

第三 講習の日時、場所等の公示

講習を実施する者は、講習の種類、日時、場所その他講習の実施に関し必要な事項をあらかじめ公示するものとする。

附 則

この告示は、消防法施行規則の一部を改正する省令（平成二十年総務省令第百五号）の施行の日（平成二十一年六月一日）から施行する。

○消防庁告示第十九号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第五十一条の十二第二項の規定において準用する同規則第四条の二の四第三項の規定に基づき、防災管理の点検の結果についての報告書の様式は次のとおりとする。

平成二十年九月二十四日

消防庁長官 岡本 保

消防法施行規則第五十一条の十二第二項において準用する同規則第四条の二の四第三項の規定により、防災管理の点検の結果の報告は、別記様式第一の防災管理点検結果報告書に、別記様式第二の点検票を添付して行うものとする。

附 則

この告示は、消防法施行規則の一部を改正する省令（平成二十年総務省令第百五号）の施行の日（平成二十一年六月一日）から施行する。

別記様式第 1

防災管理点検結果報告書

年 月 日

消防長（消防署長）（市町村長）殿

届出者

住 所

氏 名 (法人の場合は、名称及び代表者氏名) ㊞

電話番号

下記のとおり防災管理対象物の防災管理点検を実施したので、消防法第36条第1項において準用する同法第8条の2の2第1項の規定に基づき報告します。

記

防災管理対象物	所在地				
	名称				
	用途			令別表第一 () 項	
	構造・規模	造 地上 階		地下 階	
床面積		m ²	延べ面積	m ²	
点検実施日	年 月 日				
点検票	別添のとおり				
点検者	住所				
	氏名				
	免状	講習機関名	免状交付年月日	免状交付番号	再講習受講年月日
		年 月 日	第 号	年 月 日	
※受付欄		※経過欄		※備考	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 ※印の欄は、記入しないこと。

点 検 項 目		点 検 結 果		状 況 及 び 措 置 内 容
		判 定	不 備 内 容	
届 出	防災管理者選任（解任）	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		
	消防計画作成（変更）	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		
	自衛消防組織の設置	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		
消 防	自 衛 消 防 の 組 織	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		
	避難施設の維持管理 及びその案内	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		
	収容人員の適正化	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		
	防災管理上必要な教育	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		
	避難訓練その他必要な訓練	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		
	関係機関との連絡	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		
	訓練結果の検証及び 消防計画の見直し	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		
	防 災 管 理 に 関 し 必 要 な 事 項	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		
	地震発生時の被害 想定及び対策	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		
	地震対策のための自主検査	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		
	地震対策のための設備及び 資機材の点検並びに整備	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		
	備品の落下、転倒及び 移動の防止措置	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		
	地震発生時の応急措置	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		
	地 震 対 策 に 関 し 必 要 な 事 項	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		

計
画

特殊な災害の発生時の 通報連絡及び避難誘導		<input type="checkbox"/> 適 ----- <input type="checkbox"/> 否		
特殊な災害の対策 に関し必要な事項		<input type="checkbox"/> 適 ----- <input type="checkbox"/> 否		
自衛 消防 組織	活 動 要 領	<input type="checkbox"/> 適 ----- <input type="checkbox"/> 否		
	要員の教育及び訓練	<input type="checkbox"/> 適 ----- <input type="checkbox"/> 否		
	業務に関し必要な事項	<input type="checkbox"/> 適 ----- <input type="checkbox"/> 否		
共同 自衛 消防 組織	協議会の設置及び運営	<input type="checkbox"/> 適 ----- <input type="checkbox"/> 否		
	統括管理者の選任	<input type="checkbox"/> 適 ----- <input type="checkbox"/> 否		
	業務を行う範囲	<input type="checkbox"/> 適 ----- <input type="checkbox"/> 否		
	運営に関し必要な事項	<input type="checkbox"/> 適 ----- <input type="checkbox"/> 否		
防 災 管 理 業 務 の 一 部 委 託		<input type="checkbox"/> 適 ----- <input type="checkbox"/> 否		
	権 原 の 範 囲	<input type="checkbox"/> 適 ----- <input type="checkbox"/> 否		
地震防災対策強化地域に 所在する防災管理対象物	自衛消防の組織	<input type="checkbox"/> 適 ----- <input type="checkbox"/> 否		
	情報等の伝達	<input type="checkbox"/> 適 ----- <input type="checkbox"/> 否		
	避難誘導	<input type="checkbox"/> 適 ----- <input type="checkbox"/> 否		
	施設及び設備の 点検及び整備	<input type="checkbox"/> 適 ----- <input type="checkbox"/> 否		
	応 急 対 策	<input type="checkbox"/> 適 ----- <input type="checkbox"/> 否		
	防 災 訓 練	<input type="checkbox"/> 適 ----- <input type="checkbox"/> 否		
	教 育 及 び 広 報	<input type="checkbox"/> 適 ----- <input type="checkbox"/> 否		

防災 管 理 者	避難訓練の実施回数	<input type="checkbox"/> 適 ----- <input type="checkbox"/> 否		
	避難訓練を実施する場 合の消防機関への通報	<input type="checkbox"/> 適 ----- <input type="checkbox"/> 否		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 判定の欄は、適正な場合は「適」の□にレ点を記入し、不備のある場合は「否」の□にレ点を記入するとともに、不備内容の欄にその内容を記入すること。
- 3 状況及び措置内容の欄には、点検時の点検項目の状況及び点検の際措置した内容を記入すること。
- 4 該当のない点検項目については、状況及び措置内容の欄に「該当なし」と記入すること。

点 検 項 目		点 検 結 果		状 況 及 び 措 置 内 容
		判 定	不 備 内 容	
共同防災管理協議事項	作 成	<input type="checkbox"/> 適 ----- <input type="checkbox"/> 否		
	届 出	<input type="checkbox"/> 適 ----- <input type="checkbox"/> 否		

点 検 項 目		点 検 結 果		状 況 及 び 措 置 内 容
		判 定	不 備 内 容	
避難上必要な施設 及び防火戸の管理		<input type="checkbox"/> 適 ----- <input type="checkbox"/> 否		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 判定の欄は、適正な場合は「適」の□にレ点を記入し、不備のある場合は「否」の□にレ点を記入するとともに、不備内容の欄にその内容を記入すること。
- 3 状況及び措置内容の欄には、点検時の点検項目の状況及び点検の際措置した内容を記入すること。
- 4 該当のない点検項目については、状況及び措置内容の欄に「該当なし」と記入すること。

○消防庁告示第二十号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第五十一条の十二第四項第六号の規定に基づき、同号の期間を次のように定める。

平成二十年九月二十四日

消防庁長官 岡本 保

第一 期間

消防法施行規則第五十一条の十二第四項第六号の期間（以下「期間」という。）は、登録講習機関が発行する免状の交付を受けた日から五年以内とする。ただし、第二の事情により期間内に免状の交付を受けることが困難であると登録講習機関が認めるときは、当該期間を一年間延長するものとする。

第二 交付を受けることが困難であると認められる事情

期間内に免状の交付を受けることが困難であると認められる事情は、次に掲げるとおりとする。

- 一 海外旅行をしていること。
- 二 災害による被害を受けていること。

三 病気にかかり、又は負傷していること。

四 法令の規定により身体の自由を拘束されていること。

五 社会の慣習上又は業務の遂行上やむを得ない緊急の用務が生じていること。

六 前各号に掲げるもののほか、登録講習機関がやむを得ないと認める事情があること。

第三 第二の事情を有し期間の延長を必要とする者の申出

第二の事情を有し期間の延長を必要とする者は、期間が終了する日までに、第二の事情を証する書類を添えて、登録講習機関に第二の事情を有する旨の申出をするものとする。

第四 第二の事情を認めた旨を証する書面の交付

第三の申出を受けた登録講習機関は、第二の事情を認めた場合においては、当該申出をした者に対し、その旨を証する書面を交付するものとする。

附 則

この告示は、消防法施行規則の一部を改正する省令（平成二十年総務省令第百五号）の施行の日（平成二十一年六月一日）から施行する。

○消防庁告示第二十一号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第五十一条の十三第二項において準用する同規則第一条の四第十項の規定に基づき、登録講習機関の行う講習に係る基準を次のとおり定める。

平成二十年九月二十四日

消防庁長官 岡本 保

第一 講習の対象

講習は、消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号。以下「規則」という。）第五十一条の十二第三項各号のいずれかに該当する者を対象とする。

第二 講習科目及び講習時間

一 講習科目及び講習時間は、次のとおりとする。

講習科目	講習時間
防災管理対象物の点検報告制度	一時間
消防法規（防災管理に係る内容に限る。）	一時間

地震等による災害の被害軽減対策の概論	一時間
防災管理	二時間
防災管理対象物の点検要領	三時間

二 防災管理点検資格者となるために必要な知識及び技能に関する考査（以下「修了考査」という。）を、講習の修了後一時間行うものとする。

三 前号の講習修了後に行う修了考査のほか、当該修了考査を行った日の翌日以後一年以内に行う同種の講習修了後の修了考査を、一回に限り、受けさせることができるものとする。

第三 講習科目の一部免除

第二第一号の規定に関わらず、次の表の上欄に掲げる者については、それぞれ同表の下欄に定める講習科目を免除することができるものとする。

講習科目の一部を免除することができる者	免除することができる講習科目
規則第五十一条の十二第三項第一号に規定する者	地震等による災害の被害軽減対策の概論及び防災管

理

規則第五十一条の十二第三項第三号に規定する者	消防法規（防災管理に係る内容に限る。）、地震等による災害の被害軽減対策の概論及び防災管理
規則第五十一条の十二第三項第四号に規定する者	消防法規（防災管理に係る内容に限る。）及び地震等による災害の被害軽減対策の概論
規則第五十一条の十二第三項第五号に規定する者	地震等による災害の被害軽減対策の概論
規則第五十一条の十二第四項第六号の期間ごとに防災管理点検資格者免状の交付を受けないことにより防災管理点検資格者の資格を失った者	防災管理対象物の点検報告制度、地震等による災害の被害軽減対策の概論、防災管理及び防災管理対象物の点検要領の一部

第四 修了考査合格者に対する防災管理点検資格者免状の交付

修了考査に合格した者に対しては、別記様式の防災管理点検資格者免状を交付するものとする。

第五 再講習科目及び再講習時間

再講習科目及び再講習時間は、次のとおりとする。

再講習科目	再講習時間
-------	-------

<ul style="list-style-type: none"> ・ 点検概論 イ おおむね過去五年間における防災管理対象物の点検対象事項に関する法令改正の概要 ロ 防災管理点検資格者の責務 ハ 点検上の一般的留意事項 	<p style="text-align: center;">一時間</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 点検実務 イ 防災管理対象物の点検上の留意事項 ロ 主要な点検箇所と点検方法 ハ 対処方法 	<p style="text-align: center;">二時間</p>

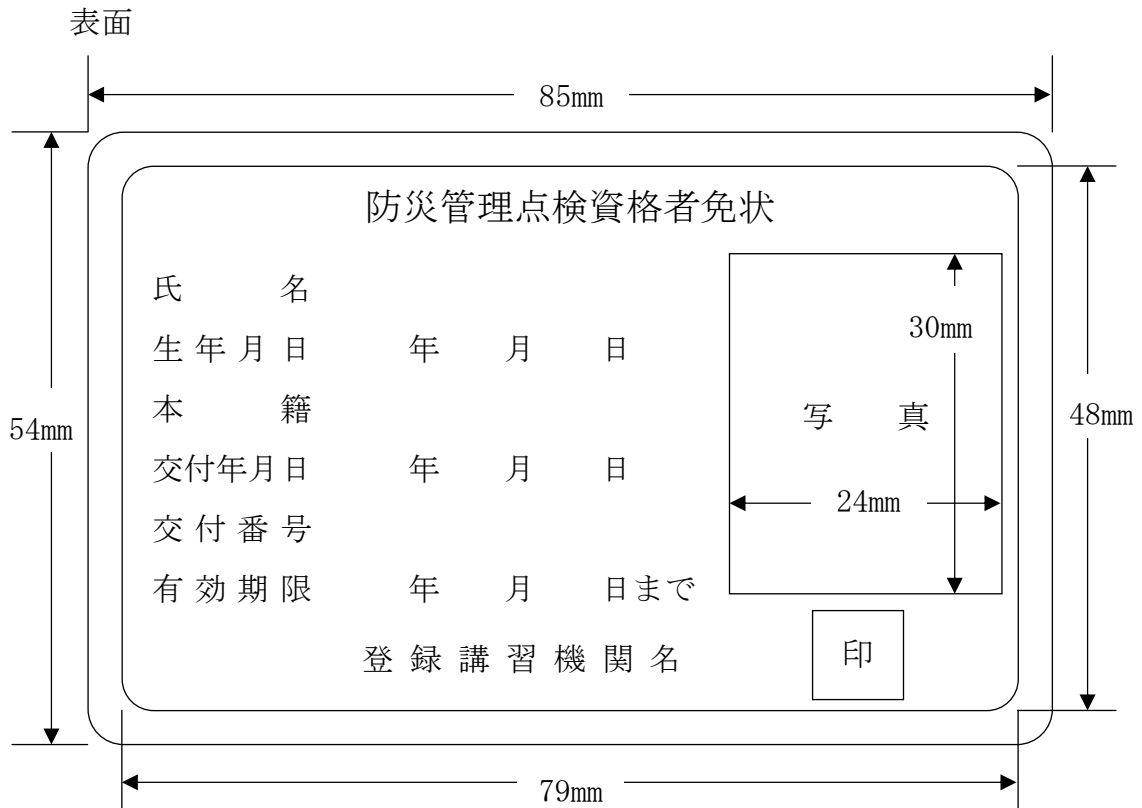
第六 再講習修了者に対する防災管理点検資格者免状の交付

再講習を修了した者に対しては、現に登録講習機関から交付を受けている防災管理点検資格者免状と引き換えに防災管理点検資格者免状を交付するものとする。

この告示は、消防法施行規則の一部を改正する省令（平成二十年総務省令第五百号）の施行の日（平成二十一年六月一日）から施行する。

別記様式（第4関係）

防災管理点検資格者免状



裏面

防災管理点検資格者は、免状の交付を受けた日から原則として5年以内に再講習を修了し、新たな免状の交付を受けなければ資格を喪失する。

なお、講習を修了してから免状の交付を受けるまで日数を要する場合がありますので、その旨を留意して再講習を受講すること。

備考

- 備考 1 用紙の表面には、無色透明の薄板を接着させるものとする。
- 2 写真は、過去5年以内に撮影されたものとする。

○消防庁告示第二十二号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第五十一条の十四第三号及び第四号の規定に基づき、防災管理の点検基準に係る事項等を次のとおり定める。

平成二十年九月二十四日

消防庁長官 岡本 保

第一 消防計画に基づき適切に行われていることとされる事項

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号。以下「規則」という。）第五十一条の十四第三号の事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 防災管理に関する基本的な事項として次に掲げる事項
 - (一) 自衛消防の組織の編成、任務の分担及び指揮命令系統に関する事項
 - (二) 避難施設の点検及び維持管理並びに避難経路図の掲示その他の避難施設の案内に関する事項
 - (三) 定員の遵守その他収容人員の適正化に関する事項
 - (四) 防災管理上必要な教育に関する事項

(五) 避難の訓練その他防災管理上必要な訓練の実施に関する事項

(六) 防災管理について関係機関との連絡に関する事項

(七) (五)に掲げる訓練の結果を踏まえた防災管理に係る消防計画の内容の検証及び当該検証の結果に基づく当該消防計画の見直しに関する事項

(八) (一)から(七)までに掲げるもののほか、建築物その他の工作物における防災管理に関し必要な事項

二 消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号。以下「令」という。）第四十五条第一号に掲げる災害（以下この号において「地震」という。）による被害の軽減に関する事項として次に掲げる事項

(一) 地震発生時における建築物その他の工作物及び建築物その他の工作物に存する者等の被害の想定及び当該想定される被害に対する対策に関する事項

(二) 建築物その他の工作物についての地震による被害の軽減のための自主検査及び当該自主検査の結果に基づく措置に関する事項

(三) 地震による被害の軽減のために必要な設備及び資機材の点検並びに整備並びに当該点検の結果に基づく措置に関する事項

(四) 地震発生時における家具、じゅう器その他の建築物その他の工作物に備え付けられた物品の落下、転倒及び移動の防止のための措置に関する事項

(五) 地震発生時における通報連絡、避難誘導、救出、救護その他の地震による被害の軽減のための応急措置に関する事項

(六) (一)から(五)までに掲げるもののほか、建築物その他の工作物における地震による被害の軽減に關し必要な事項

三 令第四十五条第二号に掲げる災害による被害の軽減に関する事項として次に掲げる事項

(一) 令第四十五条第二号に掲げる災害発生時における通報連絡及び避難誘導に関する事項

(二) (一)に掲げるもののほか、建築物その他の工作物における令第四十五条第二号に掲げる災害による被害の軽減に關し必要な事項

四 令第四条の二の四の防火対象物（同条第二号に掲げる防火対象物にあつては、同条第一号に規定する自衛消防組織設置防火対象物の用途に供される部分に限る。次号において同じ。）にあつては、次に掲

げる事項

(一) 関係機関への通報、在館者が避難する際の誘導その他の火災以外の災害による被害の軽減のために必要な業務として自衛消防組織が行う業務に係る活動要領に関する事項

(二) 自衛消防組織の要員に対する教育及び訓練に関する事項

(三) その他自衛消防組織の業務に関し必要な事項

五 令第四条の二の五第二項の規定により、令第四条の二の四の防火対象物につき、その管理についての権原を有する者が共同して自衛消防組織を置く場合にあつては、次に掲げる事項

(一) 自衛消防組織に関する協議会の設置及び運営に関する事項

(二) 自衛消防組織の統括管理者の選任に関する事項

(三) 自衛消防組織が業務を行う防火対象物の範囲に関する事項

(四) その他自衛消防組織の運営に関し必要な事項

六 防災管理上必要な業務の一部が建築物その他の工作物の関係者（所有者、管理者又は占有者をいう。

以下同じ。）及び関係者に雇用されている者（当該建築物その他の工作物で勤務している者に限る。）

以外の者に委託されている建築物その他の工作物にあつては、防災管理上必要な業務の受託者の氏名及

び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）並びに当該受託者の行う防災管理上必要な業務の範囲及び方法に関する事項

七 その管理について権原が分かれている建築物その他の工作物にあつては、当該建築物その他の工作物の当該権原の範囲に関する事項

八 規則第三条第四項に規定する強化地域に所在する防火対象物にあつては、次に掲げる事項

(一) 大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）第二条第十三号に規定する警戒宣言（以下「警戒宣言」という。）が発せられた場合における自衛消防の組織の編成、任務の分担及び指揮命令系統に関する事項

(二) 大規模地震対策特別措置法第二条第三号に規定する地震予知情報及び警戒宣言の伝達方法に関する事項

(三) 警戒宣言が発せられた場合における避難誘導に関する事項

(四) 警戒宣言が発せられた場合における施設及び設備の点検及び整備その他地震による被害の発生防止又は軽減を図るための応急対策に関する事項

(五) 大規模な地震に係る防災訓練の実施に関する事項

(六) 大規模な地震による被害の発生の防止又は軽減を図るために必要な教育及び広報に関する事項

九 避難訓練の実施回数に関する事項（当該避難訓練を実施する場合におけるその旨の消防機関への通報に関する事項を含む。）

第二 その管理について権原が分かれている建築物その他の工作物において適切に行われていることとされる事項

規則第五十一条の十四第四号の事項は、消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第三十六条第一項において準用する同法第八条の二第一項の規定による同項の事項の作成及び同条第二項の規定による当該事項の届出とする。

附 則

この告示は、消防法施行規則の一部を改正する省令（平成二十年総務省令第百五号）の施行の日（平成二十一年六月一日）から施行する。

○消防庁告示第二十三号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第五十一条の十五において準用する同規則第四条の二の七第三項第三号及び同規則第五十一条の十八第三項第三号の規定に基づき、防災管理対象物の点検済表示に記載する事項並びに防火対象物の点検及び防災管理対象物の点検済表示に記載する事項を次のとおり定める。

平成二十年九月二十四日

消防庁長官 岡本 保

一 消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号。以下「規則」という。）第五十一条の十五において準用する規則第四条の二の七第三項第三号の防災管理対象物の点検済表示に記載する事項は、消防法施行規則第五十一条の十三第二項において準用する同規則第一条の四第十項の規定に基づき、登録講習機関の行う講習に係る基準を定める件（平成二十年消防庁告示第二十一号）第四に規定する防災管理点検資格者免状（次号において「防災管理点検資格者免状」という。）の交付番号とする。

二 規則第五十一条の十八第三項第三号の防火対象物の点検及び防災管理対象物の点検済表示に記載する事項は、消防法施行規則第四条の二の五第二項において準用する消防法施行規則第一条の四第十項の規定に

基づき、登録講習機関の行う講習に係る基準を定める件（平成十六年消防庁告示第十七号）第四に規定する防火対象物点検資格者免状の交付番号及び防災管理点検資格者免状の交付番号とする。

附 則

この告示は、消防法施行規則の一部を改正する省令（平成二十年総務省令第五百号）の施行の日（平成二十一年六月一日）から施行する。